

総務課老人医療企画室

説明用資料

目次

I	老人保健法関連の政省令及び通知の概要と制定スケジュール	1
	【別添1】政令・省令等の概要案	2
	【別添2】政令・省令・告示事項一覧<未定稿> (老人保健制度、後期高齢者医療制度)	4
II	現役並所得者の患者負担の見直し等(平成18年10月施行関係)	44
1.	高額療養費の自己負担限度額の見直し	44
2.	療養病床に入院する70歳以上の高齢者に係る食費・居住費 の負担	44
III	後期高齢者医療制度について(平成20年4月施行関係)	46
1.	後期高齢者医療広域連合の設立について	46
	【別添3】後期高齢者医療制度の施行までのスケジュール(案)	48
	【別添4】各都道府県における広域連合の設立準備状況	49
	【別添5】広域連合準備委員会規約対比表	61
	【別添6】広域連合と市町村の事務分担(案)	65
	【別添7】後期高齢者医療広域連合モデル規約(案) 広域連合設立時における条例制定一覧(案) 広域連合設立時における規則制定一覧(案)	67 73 74
2.	後期高齢者医療制度の概要	75
3.	今後の段取り	79
	参考資料(後期高齢者医療制度関係)	80
IV	老人医療費適正化推進費補助金の執行について	99
	【別添8】老人医療費適正化推進費補助金申請等の流れについて	101
V	広域連合の事業運営に必要なシステムについて	102

※関係資料(税制改正に伴う現役並所得者の基準の見直し等)

I 老人保健法関連の政省令及び通知の概要と制

定スケジュール

I 老人保健法関連の政省令及び通知の概要と制定スケジュール

- 健康保険法等の一部を改正する法律については、去る6月14日に成立し、6月21日に平成18年法律第83号として公布された。
- また、7月中旬に、税制改正に伴う現役並みの所得以上の所得を有する者の基準の見直し等を行う老人保健法施行令等の一部を改正する政令が公布される予定。(関係資料参照)
- 今後、改正法が順次、施行されることとなるが、このうち、老人保健制度及び新たに創設される後期高齢者医療制度に関連する改正項目の施行日等は、次のとおりである。

平成18年	8月	現役並み以上の所得を有する高齢者の基準の見直し等
	10月	現役並所得者の患者負担の見直し等
19年	3月	後期高齢者医療広域連合の設立期限
20年	4月	後期高齢者医療制度の創設 医療と介護を合わせた自己負担限度額の設定

- 上記の改正項目ごとの施行日に併せて、政令・省令・告示・通知を制定・発出する必要があるが、各改正項目に関連する政令・省令等の制定等のスケジュールは、【別添1】及び【別添2】のとおり。

政令・省令等の概要案

1. 70歳以上の現役並み所得者の基準の見直し等（政令）

- 公布日 平成18年7月中旬公布予定
- 施行日 平成18年8月1日
- 内 容
 - ・ 現役並み所得者の収入基準の見直し
 - ・ 公的年金等控除の見直しに伴う経過措置
 - ・ 老年者に係る住民税非課税措置の廃止に伴う経過措置
 - ・ 低所得区分の対象範囲の拡大

2. 高齢者の患者負担の見直し等（政令等）

- 公布日 平成18年8月中目途
- 施行日 平成18年10月1日
- 内 容
 - ・ 高額療養費の自己負担限度額の引上げ
 - ・ 療養病床に入院する70歳以上の高齢者に係る食費・居住費の負担の見直し（入院時生活療養費の創設）等

3. 市町村が処理する事務（政令、通知）

- 公布日 平成18年8月下旬目途
- 施行日 平成20年4月1日
ただし、広域連合の設立期限は19年3月31日まで。
- 内 容
 - （政令）市町村が処理する事務
 - （通知）モデル規約、広域連合と市町村との事務分担の詳細等

4. 後期高齢者医療制度の創設（政令等）

- 公布日 （診療報酬関係以外） 平成19年4月目途
（診療報酬関係） 未定
- 施行日 平成20年4月1日
- 内容
 - ・ 後期高齢者医療の被保険者の範囲（寝たきり等の者）
 - ・ 被保険者資格の得喪に係る手続等
 - ・ 後期高齢者医療給付
 - ・ 国・都道府県・市町村の定率負担の算定方法等
 - ・ 財政調整交付金の算定方法等
 - ・ 保険料減額賦課分に係る特別会計への繰入金の算定方法等
 - ・ 後期高齢者交付金の算定方法等
 - ・ 保険料の賦課基準（不均一保険料に係るものを含む。）、特別徴収
 - ・ 財政安定化基金の交付金・貸付金、拠出金の算定方法等
 - ・ 特別高額医療費共同事業の交付金・拠出金の算定方法等
 - ・ 広域連合における保健事業の指針
 - ・ 広域連合から都道府県知事に協議しなければならない場合
 - ・ 事業状況報告の方法（市町村→広域連合→都道府県知事）
 - ・ 後期高齢者医療制度における診療報酬 等

5. 医療保険と介護保険を合わせた自己負担限度額（高額介護合算療養費）の新設（政令）

- 公布日 平成19年4月目途
- 施行日 平成20年4月1日
- 内容
 - ・ 高額介護合算療養費の支給要件
 - ・ 医療保険と介護保険を合わせた自己負担限度額の設定

政令・省令・告示事項一覧 <未定稿>

(老人保健制度、後期高齢者医療制度)

※現時点において予定しているものであり、今後、変更があり得る。

1. 70歳以上の現役並み所得者の基準の見直し等

【老人保健法施行令の一部改正】(18年7月中旬公布予定、同年8月1日施行)

<現役並み所得者の収入基準の見直し、公的年金等控除等の見直しに伴う経過措置等>

法律の関係条項	該当箇所	内 容
老人保健法第28条第1項第3号	政令の定める額以上	現役並み以上所得者の収入基準を見直す。(政令) ◇世帯収入520万円以上(単身世帯の場合は383万円以上)
第46条の8第2項	高額医療費の支給要件、支給額その他高額医療費の支給に関して必要な事項は、～政令で定める	公的年金等控除等の見直しに伴う高額医療費算定基準額(自己負担限度額)に係る経過措置を定める。(政令) ◇課税所得145万円以上213万円未満、世帯収入520万円以上621万円未満(単身世帯の場合は383万円以上484万円未満)の場合、平成20年7月まで、一般の自己負担限度額を適用。 ◇地方税法上の個人住民税に係る経過措置対象者(前年の合計所得金額125万円以下であって平成17年1月1日現在において65歳以上の者)と同一世帯の市町村民税非課税である老人医療受給対象者等については、平成20年7月まで、低所得Ⅱの自己負担限度額を適用。 低所得者区分の対象範囲を拡大する。(政令) ◇年金受給額 65万円以下 → 80万円以下

2. 高齢者の患者負担の見直し等

【老人保健法施行令の一部改正 等】(18年8月中目途公布、同年10月1日施行)

<食費・居住費の負担の見直し(入院時生活療養費の創設)、高額医療費の自己負担限度額の見直し等>

法律の関係条項	該当箇所	内 容
改正後老人保健法第17条第2項第3号	厚生労働大臣が定める高度の医療技術を用いた療養	コンピュータを用いた靱帯の再建術や、凍結保存の心臓弁を用いた外科手術など、評価療養の対象となる高度の医療技術を用いた療養を定める。(告示)
同号	前項の給付(医療)の対象とすべきものであるか否かについて、適正な医療の効率的な提供を図る観点から評価を行うことが必要な療養として厚生労働大臣が定めるもの(以下「評価療養」という。)	評価療養として、高度の医療技術を用いた療養、治験、医薬品等の適応外使用等の類型を定める。(告示)
同項第4号	この法律の規定による医療を受けることができる者の選定に係る特別の病室の提供その他の厚生労働大臣が定める療養(以下「選定療養」という。)	選定療養として、差額ベッド、200床以上の大病院の紹介状なし初診、予約診療、前歯部の歯科合金等の類型を定める。(告示)
第31条の2の2第2項	厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額	生活療養に要する費用の額として、食事療養に要する費用の額に、光熱水費に関する療養に要する費用の額を加えた額を定める。(告示)
同項	平均的な家計における食費及び光熱水費の状況～を勘案して厚生労働大臣が定める額	生活療養標準負担額として、一般所得者について、食費として1食につき460円(日額1,380円(月額4.2万円))、居住費として日額320円(月額1.0万円)等を定める。低所得者については、所得に応じた額(月額で食費2.0万円、1.2万円、1.0万円、居住費1.0万円、1.0万円、0.0万円)とし、入院医療の必要性の高い状態が継続する患者等については、食事療養標準負担額と同額とする。(告示)

同項	所得の状況、病状の程度、治療の内容その他の事情を斟酌して厚生労働省令で定める者	生活療養標準負担額が低額となる者として、低所得者や、入院医療の必要性の高い状態（人工呼吸器、中心静脈栄養等を要する者や脊髄損傷（四肢麻痺が見られる状態）、難病等）が継続する患者等を定める。（省令）
同条第4項	厚生労働大臣が定める入院時生活療養費に係る療養の取扱い及び担当に関する基準	保険医療機関等及び保険医等は、入院時生活療養費に係る療養を適切に行わなければならないこと等を定める。（告示）
同条第7項	政令で定める	保険医療機関等について受けた生活療養及び入院時生活療養費の支給について療養の給付に係る規定を準用する際の技術的読替（政令）
第31条の3第2項第1号	厚生労働大臣が定める基準	保険外併用療養費に係る療養に要する費用の額の算定基準を定める。（告示）
第31条の3第3項	厚生労働大臣が定める保険外併用療養費に係る療養の取扱い及び担当に関する基準	保険医療機関等及び保険医等は、保険外併用療養費に係る療養を適切に行わなければならないこと等を定める。（告示）
第31の3第6項	政令で定める	保険医療機関等について受けた評価療養及び選定療養並びに保険外併用療養費の支給について療養の給付等に係る規定を準用する際の技術的読替（政令）
第46条の8第2項	高額医療費の支給要件、支給額その他高額療養費の支給に関して必要な事項は、～政令で定める	高額医療費の自己負担限度額について、現役並所得者の定額部分72,300円を80,100円と、一般の限度額40,200円を44,400円とすること等を定める。（政令）

3. 市町村の処理する事務(後期高齢者医療広域連合の設立期限:平成19年3月31日まで)

【単独政令の制定】(18年8月下旬目途公布、20年4月1日施行)

<後期高齢者医療の事務のうち市町村が処理する事務>

法律の条項	政省令	内 容	法令の形式[現行法令の規定]
高齢者の医療の確保に関する法律第48条	政令	後期高齢者医療の事務のうち、被保険者の便益の増進に寄与するものとして市町村が処理する事務(保険料徴収以外のもの) ◇被保険者資格の異動の届出の受付 ◇再発行に係る被保険者証の引渡し ◇資格証明書の引渡し ◇保険給付に関する申請及び届出の受付 ◇保険料の減免申請の受付 ◇保険料の徴収猶予申請の受付	単独政令

4. 後期高齢者医療制度の創設

(1) 診療報酬関係以外のもの

【高齢者の医療の確保に関する法律施行令の制定 等】

(19年4月目途公布、20年4月1日施行)

<被保険者>

法律の条項	政省告	内 容	法令の形式[現行法令の規定]
第50条第2号	省令	後期高齢者医療の被保険者となる65歳以上75歳未満の者に係る障害認定の申請手続き ◇障害認定申請書に、障害の状態を証明できる書類を添付して広域連合の長に申請等	施行規則 [老健則第1条(、国保則第5条の3)]
同号	政令	65歳以上75歳未満の者のうち被保険者となる者に係る障害の状態の程度 ◇現行の老人保健の対象となる寝たきり等の者と同一	施行令 [老健令第2条、別表]
第51条第2号	省令	後期高齢者医療の適用除外とすべき特別の理由のある者 ◇日本国籍を有しない者であって、在留資格を有しないもの又は1年未満の在留期間を決定されたもの ◇平成14年9月改正前国保法施行規則第1条第1号に該当している者(施行後に該当することとなる者を含む。)	施行規則 [国保則第1条] [平成14年改正国保則附則第4条第3項]
	告示	◇興行、就学等の在留資格をもって在留する期間の始期から起算して1年以上滞在すると認められる者を除く。	新規告示 [国保則第1条第1号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者(告示)]
第54条第1項	省令	被保険者資格の取得・喪失等に係る届出事項 (資格取得・喪失) ◇当該広域連合に転入した者に係る届出 ◇適用除外に該当しなくなった者に係る届出 ◇病院等に入院・入所中の者等に係る届出	施行規則 [国保則第2条、老健則第4条] [国保則第3条] [国保則第5条の2、老健則第8条の2]

		<p>◇当該広域連合から転出する者に係る届出</p> <p>◇適用除外に該当することとなった者に係る届出 (その他)</p> <p>◇指定障害者支援施設、障害者支援施設に入所した者に係る届出</p> <p>◇氏名変更の届出</p> <p>◇世帯変更の届出</p> <p>◇広域連合区域内での居住地変更の届出</p> <p>◇世帯主変更の届出</p> <p>◇死亡の届出</p> <p>◇届出書への記載事項(届出人の氏名、住所、届出年月日)、被保険者証・被保険者資格証明書の添付</p>	<p>[国保則第12条、老健則第10条]</p> <p>[国保則第13条、老健則第11条]</p> <p>[国保則第5条の4]</p> <p>※40歳以上65歳未満の被保険者に係る届出</p> <p>[国保則第8条、老健則第6条]</p> <p>[国保則第9条、介護則第31条]</p> <p>[国保則第10条、老健則第7条]</p> <p>[国保則第10条の2、介護則第31条]</p> <p>[老健則第12条]</p> <p>[国保則第15条、介護則第33条]</p>
同条第4項	省令	<p>被保険者証返還の対象とならない被保険者が受ける医療給付(被爆者援護法による一般疾病医療費の支給 以外のもの)</p> <p>◇予防接種法に基づく医療費の支給、障害者自立支援法に基づく自立支援医療費の支給 等</p>	<p>施行規則</p> <p>[国保則第5条の5]</p>
同項	省令	<p>被保険者証返還の対象となる保険料滞納期間</p> <p>◇1年間</p>	<p>施行規則</p> <p>[国保則第5条の6]</p>
同項	政令	<p>被保険者証返還の対象とならない特別の事情</p> <p>◇被保険者における災害・盗難、病気・負傷、事業廃止等保険料を納付することができないと認められる事情</p>	<p>施行令</p> <p>[国保令第1条の3]</p>
同項	省令	<p>保険料滞納の場合の被保険者証の返還手続</p> <p>◇広域連合から被保険者に対する返還を求める旨、返還先・返還期限等の通知等</p>	<p>施行規則</p> <p>[国保則第5条の7]</p>
同条第8項	政令	<p>被保険者資格証明書の交付を受けている被保険者に対して被保険者証が交付される特別の事情</p> <p>◇被保険者が滞納している保険料の額が著しく減少したこと等</p>	<p>施行令</p> <p>[国保令第1条の4]</p>
同条第9項	省令	<p>資格喪失の場合の被保険者証の返還手続</p>	<p>施行規則</p>

同条第11項	省令	<p>◇資格喪失の届書に被保険者証を添付</p> <p>被保険者に関する届出、被保険者証・被保険者資格証明書に関して必要な事項</p> <p>◇被保険者証返還の対象とならない特別の事情がある場合の広域連合への届出</p> <p>◇被保険者資格証明書の交付を受けている被保険者に対して被保険者証が交付される特別の事情がある場合の広域連合への届出</p> <p>◇被保険者証の交付及び様式</p> <p>◇被保険者資格証明書の交付及び様式</p> <p>◇被保険者証の再交付</p> <p>◇被保険者証の検認及び更新(短期証の発行を含む)</p> <p>◇被保険者資格証明書の再交付、検認及び更新(被保険者証の規定を準用)</p>	<p>[介護則第32、33条]</p> <p>施行規則</p> <p>[国保則第5条の8第1、3項]</p> <p>[国保則第5条の8第2、3項]</p> <p>[国保則第6条第1項、様式第1号]</p> <p>[国保則第6条第2項、様式第1号の3]</p> <p>[国保則第7条]</p> <p>[国保則第7条の2]</p> <p>[国保則第7条の3]</p>
--------	----	---	---

<後期高齢者医療給付>

法律の条項	政省告	内 容	法令の形式[現行法令の規定]
第57条第1項	政令	併給調整の対象となる給付の根拠法令 ◇船員保険法、労働基準法、船員法等	施行令 [老健令第10条、国保令第29条]
第58条第3項	省令	第三者求償の事務を受託できる国保連合会の要件 ◇損害賠償金の徴収又は収納の事務に関し専門的知識を有する職員を配置している連合会	施行規則 [老健則第31条、国保則第32条の7]
同条第3項	省令	療養の給付を受ける際に被保険者証を提示することを要しない場合 ◇薬剤の支給については、保険医療機関において療養を担当する保険医の交付した処方せんを保険薬局に提出しなければならない。	施行規則 [国保則第25条、老健則第16条]
第67条第1項第2号	政令	後期高齢者医療広域連合が行う療養の給付を受ける者の属する世帯の他の世帯員であって被保険者以外に現役並み以上所得者となり得る者 ◇70歳以上75歳未満の者であって、寝たきり等の者に該当しないもの	施行令 [老健令第3条]
同号	政令	現役並み以上所得者の所得の算定方法 ◇当該療養の給付を受ける日の属する年の前年(当該療養の給付を受ける日の属する月が1月から7月までの場合にあっては前々年)の所得を基に計算した市町村民税の課税所得について行う 等	施行令 [老健令第4条第1項]
同号	政令	現役並み以上所得者の所得基準 ◇課税所得145万円以上 ◇世帯収入520万円以上(被保険者のみの世帯の場合は383万円以上)	施行令 [老健令第4条第2項] [老健令第4条第3項]
	省令	収入額の算定方法	施行規則(施行令により委任) [老健則第18条]
	告示	同上	新規告示 [老健則第18条の規定に基づき厚生労働大臣が定める収入の額]

			の算定方法(告示)]
第69条第1項	省令	一部負担金の減額等の特例を後期高齢者医療広域連合が採ることができる特別な事情 ◇被保険者が震災、風水害、火災等により著しい損害を受けたこと等	施行規則 [老健則第20条第1項]
第70条第5項	告示	指定法人が審査する診療報酬請求書(超高額のレセプト)の基準 ◇診療報酬明細書(歯科診療以外)のうち合計点数が40万点以上のもの、歯科診療に係る診療報酬明細書のうち合計点数が20万点以上のもの等	新規告示 [社会保険診療報酬支払基金法第十六条第一項及び国民健康保険法第四十五条第六項の規定に基づき厚生労働大臣の定める診療報酬請求書(告示)]
第70条第6項	省令	指定法人が超高額レセプトの審査を行わせることができる者の要件	施行規則
同条第7項	省令	保険医療機関等の療養の給付に関する費用の請求に関して必要な事項 ◇請求省令の定めるところにより請求する。 ◇費用の請求に関し必要な事項の保険医療機関等から都道府県知事への届出 ◇指定法人による診療報酬請求書の審査を行う特別審査委員会の設置 ◇特別審査委員会の組織 ◇特別審査委員会の権限 ◇診療報酬審査委員会(国保連合会設置)の規定の準用	施行規則 [老健則第21条] [老健令第5条] [国保則第42条の2] [国保則第42条の3] [国保則第42条の4] [国保則第42条の5]
同項	告示	食事療養標準負担額 ◇一般所得者について、一食につき260円(日額780円、月額2.4万円)	新規告示 [老人保健の食事療養に係る標準負担額]
同項	省令	食事療養標準負担額が低額となる者 ◇低所得者(低所得者Ⅱ、低所得者Ⅰ、老齢福祉年金受給者)	施行規則 [老健則第23条]
同条第7項	省令	入院時食事療養費に係る領収書の交付手続 ◇領収書には、標準負担額とその他の費用の額を区分して記載	施行規則 [老健則第26条、国保則第26条の6]
同条第10項	政令	食事療養及び入院時食事療養費の支給について健康保険法の規定を準用する際の技術的読替	施行令 [老健令第6条]

	省令	<p>保険医療機関等の入院時食事療養費に関する費用の請求に関して必要な事項</p> <p>◇請求省令の定めるところにより請求する。</p> <p>◇費用の請求に関し必要な事項の保険医療機関等から都道府県知事への届出</p>	<p>施行規則(準用された法第70条第7項により委任)</p> <p>[老健則第21条]</p> <p>[老健令第7条]</p>
同項	告示	<p>生活療養標準負担額</p> <p>◇一般所得者について、食費として一食につき460円(日額1,380円(月額4.2万円))、居住費として320円(月額1.0万円)等</p> <p>◇低所得者については減額し、入院医療の必要性の高い状態が継続する患者等については食事療養標準負担額と同額とする。</p>	新規告示
同項	省令	<p>生活療養標準負担額が低額となる者</p> <p>◇低所得者のほか、入院医療の必要性が高い状態(人工呼吸器、中心静脈栄養等を要する者や脊髄損傷(四肢麻痺が見られる状態)、難病等)が継続する患者等</p>	施行規則
同条第7項	政令	<p>生活療養及び入院時生活療養費の支給について健康保険法の規定を準用する際の技術的読替</p>	施行令
	省令	<p>保険医療機関等の入院時生活療養費に関する費用の請求に関して必要な事項</p> <p>◇請求省令の定めるところにより請求する。</p> <p>◇費用の請求に関し必要な事項の保険医療機関等から都道府県知事への届出</p>	<p>施行規則(準用された法第70条第7項により委任)</p> <p>[老健則第21条]</p> <p>[老健令第7条(入院時食事療養費)]</p>
同項	省令	<p>入院時生活療養費に係る領収書の交付手続</p> <p>◇領収書には、標準負担額とその他の費用の額を区分して記載</p>	施行規則(準用された第74条第7項により委任)
同条第6項	政令	<p>評価療養、選定療養及び保険外併用療養費の支給について健康保険法を準用する際の技術的読替</p>	<p>施行令</p> <p>[老健令第8条(特定療養費)]</p>
	省令	<p>保険医療機関等の保険外併用療養費に関する費用の請求に関して必要な事項</p> <p>◇請求省令の定めるところにより請求する。</p> <p>◇費用の請求に関し必要な事項の保険医療機関等から都道府県知事への届出</p>	<p>施行規則(準用された法第70条第7項により委任)</p> <p>[老健則第21条]</p> <p>[老健令第9条(特定療養費)]</p>
同項	省令	<p>保険外併用療養費に係る領収書の交付手続</p>	施行規則(準用された法第76条)

		◇領収書には、当該療養につき算定した費用の額からその療養に要した費用につき保険外併用療養費として支給される額に相当する額を控除した額と、その他の費用の額を区分して記載	第6項により委任) [国保則第26条の8、老健則第28条]
第78条第1項	省令	訪問看護療養費が支給される治療の必要の程度に係る基準 ◇病状が安定期にあり、家庭において看護師等が行う療養上の世話又は必要な診療の補助を要すること	施行規則 [老健則第32条、健保則第67条]
同項	省令	訪問看護療養費が支給される訪問看護(指定訪問看護)の提供者(看護師以外) ◇保健師、准看護師、理学療法士、作業療法士	施行規則 [老健則第33条、健保則第68条]
同条第2項	省令	訪問看護療養費の支給につき後期高齢者医療広域連合が必要と認める場合 ◇被保険者が寝たきりの状態又はこれに準ずる状態にあると認められる場合	施行規則 [老健則第34条、国保則第27条の2]
同条第8項	政令	指定訪問看護及び訪問看護療養費の支給について療養の給付の規定を準用する際の技術的読替	施行令 [老健令第12条]
	省令	◇費用の請求に関し必要な事項の保険医療機関等から都道府県知事への届出 ◇領収証には、基本利用料及びその他の利用料について、個別の費用ごとに区分して記載	施行規則(準用された第74条第7項により委任) [老健令第11条] [老健則第38条、国保則第27条の4]
同条第11項	政令	訪問看護療養費の算定方法の適用、訪問看護療養費の請求等 ◇指定訪問看護事業者から都道府県知事への訪問看護療養費の請求に関し必要な事項の届出	施行令 [老健法施行令第11条]
	省令	◇支払基金及び国保連への審査・支払事務の委託	施行規則(施行令により委任) [老健法施行規則第37条]
第82条第2項	政令	特別療養費に係る療養及び特別療養費の支給について健康保険法等の規定を準用する際の技術的読替	施行令 [国保令第28条の6]

	省令	特別療養費に係る領収証の記載につき、保険外併用療養費に係る領収証の記載に係る規定の準用	施行規則(準用された法第74条第7項(第78条第8項において準用する場合を含む。))により委任) [国保則第27条の8]
第83条第1項	省令	移送費の算定方法 ◇最も経済的な通常の経路及び方法により移送された場合の費用により算定した額	施行規則 [老健則第40条、国保則第27条の9]
同条第2項	省令	移送費の支給につき後期高齢者医療広域連合が必要と認める場合 ◇移送により法に基づく適切な医療を受けたこと等	施行規則 [老健則第41条、国保則第27条の10]
第84条第2項	政令 告示	高額療養費の支給要件、支給額、算定基準等 ◇高額療養費の支給要件及び支給額 ◇費用が著しく高額な一定の治療として厚生労働大臣が定める治療(人工腎臓等)を要する疾病として厚生労働大臣が定めるもの(慢性腎不全等)に係る療養を受けた場合の高額療養費の支給額等 ◇高額療養費算定基準額(自己負担限度額)(一般所得者の世帯限度額を44,400円、外来限度額(個人単位)を12,000円とする等) ◇入院療養等について一医療機関ごとの窓口での支払いを自己負担限度額にとどめること ◇入院療養以外の療養であって一の医療機関による総合的かつ計画的な医学的管理の下における療養として厚生労働大臣が定めるもの(在宅時医学総合管理料が算定されるべき療養等)についての自己負担限度額、一医療機関ごとの窓口での支払いを自己負担限度額にとどめること ◇省令委任規定	施行令 [老健令第14条] [老健令第14条第5項の規定に基づき厚生労働大臣が定める治療及び疾病を定める件(告示)] [老健令第15条] [老健令第16条第1～6項] [老人保健法施行令第16条第1項第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める療養を定める件(告示)] [老健令第16条第7項]
	省令	◇高額療養費の算定対象となる公費負担医療に関する給付の種類 ◇高額療養費の算定対象となる特定疾病に係る療養を受けた者に係る広域連合長の認定申請手続、特定疾病受療証の様式・交付・検認・更新、特定疾病受療証の保険	施行規則(施行令により委任) [老健則第44条] [老健則第45条、様式第1号] [国保則第27条の13、様式第1号の7]

		<p>医療機関等への提示等</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇現役並み所得者の自己負担限度額の定率部分に係る療養に要した費用の額 ◇自己負担限度額の所得区分が低所得者Ⅰ及びⅡとなる要保護者(食事療養標準負担額について減額されたとすれば生活保護法の規定による保護を必要としない状態となる者) ◇限度額適用・標準負担額認定証(仮称)の申請、交付等 ◇一医療機関ごとの窓口での支払いを自己負担限度額にとどめることとする公費負担医療に関する給付の種類 ◇公費負担医療等に係る高額療養費の特例(診療科名を異にする診療につき別個の保険医療機関等とみなす等)が適用される保険医療機関等を「旧総合病院」とすること ◇高額療養費の支給申請(申請書の記載事項、添付書類等) 	<p>[老健則第46条,第49条(第46条を準用)]</p> <p>[老健則第47,48条]</p> <p>[老健則第50条]</p> <p>[国保則第27条の14の3、様式第1号の8]</p> <p>[老健則第51条]</p> <p>[老健則第51条の2]</p> <p>[老健則第52条]</p>
第85条第2項	政令	<p>高額介護合算療養費の支給要件、支給額、算定基準等</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇後期高齢者医療の高額療養費算定世帯内で後期高齢者医療の自己負担額と介護保険の自己負担額を合算し、年間限度額(高額介護合算療養費算定基準額)を超える場合に高額介護合算療養費を支給 ◇年間限度額は一般所得者で56万円 等 ◇省令委任規定 	<p>施行令</p>
	省令	<ul style="list-style-type: none"> ◇高額介護合算療養費の支給申請等 	<p>施行規則(施行令により委任)</p>
第92条第1項	省令	<p>給付の差止めに係る保険料滞納期間</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇1年6ヶ月 	<p>施行規則</p> <p>[国保則第32条の2]</p>
同項	政令	<p>給付差止の対象とならない特別の事情</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇被保険者における災害・盗難、病気・負傷、事業廃止等保険料を納付することができないと認められる事情 	<p>施行令</p> <p>[国保令第29条の5により準用される同令第1条の3]</p>
同項	省令	<p>給付差止の方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇一時差し止める保険給付の額は、滞納額に比し、著しく高額なものとならないようにする 	<p>施行規則</p> <p>[国保則第32条の4]</p>

同条第2項	政令	<p>給付差止の対象とならない特別の事情</p> <p>◇被保険者における災害・盗難、病気・負傷、事業廃止等保険料を納付することができないと認められる事情</p>	<p>施行令</p> <p>[国保令第29条の5により準用される同令第1条の3]</p>
同項	省令	<p>給付差止の方法</p> <p>◇一時差し止める保険給付の額は、滞納額に比し、著しく高額なものとならないようにする</p>	<p>施行規則</p> <p>[国保則第32条の4]</p>
同条第3項	省令	<p>給付差止額と保険料滞納額との相殺に係る手続</p> <p>◇あらかじめ書面により、被保険者に対し、相殺する旨等を通知</p>	<p>施行規則</p> <p>[国保則第32条の5]</p>
第166条	省令	<p>この法律のための手続その他の執行について必要な細則</p> <p>(一部負担金)</p> <p>◇現役並以上所得者の適用除外となる収入基準の適用を受けようとする者の申請手続</p> <p>◇一部負担金の減額・免除を受けようとする者の申請手続</p> <p>◇一部負担金減免証明書の交付</p> <p>◇保険医療機関等から療養の給付等を受ける際の一部負担金減免証明書の提示</p> <p>◇保険医療機関等から療養の給付等を受ける際の限度額適用・標準負担額減額認定証(仮称)の提出</p> <p>(入院時食事療養費)</p> <p>◇入院時食事療養費の支払方法(保険医療機関に対して支払う)</p> <p>◇限度額適用・標準負担額減額認定証(仮称)の交付を受けた者が入院時食事療養費に係る療養を受ける際、保険医療機関に対し、被保険者証に減額認定証を添付すること</p> <p>◇標準負担額減額に関する特例(減額認定証を提出しなかった場合)</p> <p>(入院時生活療養費)</p> <p>◇入院時生活療養費の支払方法(保険医療機関に対して支払う)</p>	<p>施行規則</p> <p>[老健則第19条、国保則第24条の3]</p> <p>[老健則第20条第2項]</p> <p>[老健則第20条第3項]</p> <p>[老健則第20条第4項]</p> <p>[老健則第50条第5項]</p> <p>[国保則第26条、老健則第22条]</p> <p>[国保則第26条の4、老健則第24条]</p> <p>[国保則第26条の5、老健則第25条]</p>

◇限度額適用・標準負担額減額認定証（仮称）の交付を受けた者が入院時生活療養費に係る療養を受ける際、保険医療機関に対し、被保険者証に減額認定証を添付すること	
◇標準負担額減額に関する特例（減額認定証を提出しなかった場合）	
（減額認定証）	
◇限度額適用・標準負担額減額認定証（仮称）の申請・交付手続、様式	[国保則第26条の3第1,2項、様式第1号の6] [老健則第50条第1～4項]
◇減額認定証の返還、検認及び更新、再交付、各種届書への減額認定証の添付	[国保則第26条の3第3～8項]
（保険外併用療養費）	
◇保険外併用療養費の支払方法（保険医療機関に対して支払う）	[国保則第26条の7第1項、老健則第27条第1項]
◇食事療養等が含まれる場合の標準負担額減額特例に係る規定の準用	[国保則第26条の7第2項、老健則第27条第2項]
（療養費）	
◇療養費の支給申請（申請書の記載事項等）	[国保則第27条、老健則第29条（医療費）]
（訪問看護療養費）	
◇訪問看護療養費の支払方法（指定訪問看護事業者に対して支払う）	[国保則第27条の3、老健則第36条]
（特別療養費）	
◇特別療養費の支給申請（申請書の記載事項等）	[国保則第27条の5]
◇特別療養費に係る療養を取り扱った保険医療機関等から当該療養を受けた被保険者に係る広域連合への届出、届書の様式（請求省令に定める診療報酬明細書の様式の例による）等	[国保則第27条の6]
◇特別療養費に係る療養を取り扱った指定訪問看護事業者から当該療養を受けた被保険者に係る広域連合への届出、届書の様式（訪問看護請求省令に定める訪問看護療養費明細書の様式の例による）等	[国保則第27条の7]
（移送費）	
◇移送費の支給申請（申請書の記載事項等）	[老健則第42条、国保則第27条]

		の11]
	(診療報酬の審査・支払)	
	◇診療報酬請求書の審査期日(請求書の提出を受けた日の属する月の末日まで)	[国保則第29条]
	◇診療報酬請求書の審査につき苦情がある者は再度の考案を求めることができること	[国保則第30条]
	◇診療報酬の支払期日(審査が終わった日の属する月の翌月末まで)	[国保則第31条]
	◇診療報酬の支払事務の委託を受けた者に対する診療報酬支払に要する費用の預託	[国保則第32条]
	(その他保険給付に関する事項)	
	◇申請書の記載事項(申請人の氏名、住所、申請年月日)	[老健則第55条、国保則第28条の2]
	◇給付差止とならない特別の事情があるときの届出、届書の記載事項	[国保則第32条の3]
	◇給付事由が第三者の行為によって生じたものである場合の被保険者から広域連合に対する届出、届出事項(その事実、当該被保険者の氏名、第三者の氏名・住所、被害の状況等)	[国保則第32条の6、老健則第30,39,43,53条]
	◇口頭による申請等	[老健則第54条]
	◇添付書類等の省略	[老健則第56条]
	◇療養の給付等の支給に関する処分の通知	[老健則第57条]
	(身分証明書の様式)	
	◇職員が携帯すべき身分を示す証明書の様式	[老健則第63条、様式第2～第5号] [国保則第44条、様式第3～第6号]

<費用負担関係(定率負担、調整交付金、後期高齢者支援金、保険料、財政安定化基金、特別高額医療費共同事業等)>

法律の条項	政省令	内 容	法令の形式[現行法令の規定]
第93条第1項	政令	定率国庫負担の算定方法 ◇医療等に要する費用の額から、損害賠償金、徴収金等を控除して得た額	負担金算定政令 [老健令第19条第1項、第20条第2項]
同条第2項	政令	高額な医療費に対する国庫負担の算定方法 ◇高額医療費負担対象額の4分の1を毎年度負担	負担金算定政令 [国保算定政令附則第19項]
同項	政令	高額な医療費に対する国庫負担の対象となるレセプトの額の算定基準 ◇被保険者が同一の月にそれぞれ一の病院等について受けた療養(レセプト1件)につき80万円超 ◇また、この額については、後期高齢者の医療費に占める80万円超のレセプトの額の割合が一定となるよう2年に一度スライド	負担金算定政令 [国保算定政令附則第14項]
第94条第1項	政令	定率国庫負担の減額に関する事項 ◇都道府県による収入確保措置に係る勧告に広域連合が従わなかった場合に国が負担金を減額	負担金算定政令 [国保算定政令第3条]
第95条第1項	政令	調整交付金の算定方法等 ◇調整交付金は、普通調整交付金及び特別調整交付金とする。 ◇普通調整交付金の算定方法 (=調整対象需要額-調整対象収入額) ◇調整対象需要額の算定方法 ◇調整対象収入額の算定方法 ◇特別調整交付金の算定方法 ◇端数計算	負担金算定政令 [国保算定政令第4条] 調交算定省令(政令委任) [国保調交算定省令第1~3条] [国保調交算定省令第4条第1項第1号イ] [国保調交算定省令第5条] [国保調交算定省令第6条] [国保調交算定省令第9条]
第96条第1項	政令	定率都道府県負担の算定方法 ◇医療等に要する費用の額から、損害賠償金、徴収金等を控除して得た額	負担金算定政令 [老健令第19条第1項]
同条第2項	政令	高額な医療費に対する都道府県負担の算定方法	負担金算定政令

		◇高額医療費負担対象額の4分の1を毎年度負担	[国保算定政令附則第19項]
第97条第1項	政令	定率都道府県負担の減額に関する事項 ◇都道府県による収入確保措置に係る勧告に広域連合が従わなかった場合に都道府県が負担金を減額	負担金算定政令
第98条	政令	定率市町村負担の算定方法 ◇医療等に要する費用の額から、損害賠償金、徴収金等を控除して得た額	負担金算定政令
第99条第1項	政令	低所得者に係る保険料の軽減措置への繰入金の繰入方法 ◇繰り入れは、当該市町村の後期高齢者医療に関する特別会計に繰り入れる。	負担金算定政令 [国保算定政令第4条の2第2項]
同項	政令	低所得者に係る保険料の軽減措置への繰入金額の算定方法 ◇繰入額は、応益保険料(被保険者均等割)を減額することとなる額とする。 ◇繰入額の算定根拠となる保険料の応益部分の算定方法	負担金算定政令 [国保算定政令第4条の2第1項] 負担金算定省令(負担金算定政令により委任) [国保算定省令第6条の8、第17条]
同条第2項	政令	被用者保険の被扶養者に係る保険料の軽減措置への繰入金の繰入方法 ◇繰り入れは、当該市町村の後期高齢者医療に関する特別会計に繰り入れる。	負担金算定政令 [cf.国保算定政令第4条の2第2項]
同項	政令	被用者保険の被扶養者に係る保険料の軽減措置への繰入金額の算定方法 ◇繰入額は、応益保険料(被保険者均等割)を減額することとなる額とする。	負担金算定政令 [cf.国保算定政令第4条の2第1項]
同条第3項	政令	低所得者及び被用者保険の被扶養者に係る保険料の軽減措置への繰入金に対する都道府県の負担方法 ◇負担は、繰り入れが行われた年度において行う。	負担金算定政令 [国保算定政令第4条の2第3項]
第100条第1項	政令	後期高齢者交付金の算定方法等 ◇後期高齢者交付金＝負担対象額×(1－後期高齢者負担率－100分の50)＋特	負担金算定政令 [老健令第18条、国保算定政令第4条の4]

		<p>定費用額×(1-後期高齢者負担率)</p> <p>(注1)負担対象額…被保険者に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費等の支給に要する費用の額の合計額から、現役並み所得者に該当する者に係る当該合計額(特定費用の額)を控除した額</p> <p>(注2)後期高齢者負担率…平成20年度及び21年度は100分の10</p>	
第101条第1項	政令	<p>後期高齢者交付金の減額に関する事項</p> <p>◇都道府県による収入確保措置に係る勧告に広域連合が従わなかった場合に国が交付金を減額</p>	<p>負担金算定政令</p> <p>[国保算定政令第4条の4第2項で準用する第3条]</p>
第104条第2項本文	政令	<p>保険料の賦課基準</p> <p>◇①広域連合全区域にわたり均一の保険料率</p> <p>②被保険者個人単位で賦課</p> <p>③応益割は被保険者均等割、応能割は所得割とし、応益:応能=50:50を標準とする</p> <p>④所得割の対象所得は、旧ただし書所得(=総所得金額-基礎控除)</p> <p>⑤賦課限度額を定める 等</p> <p>◇減額賦課に係る基準(低所得者のほか、被用者保険の被扶養者に係る軽減措置を含む。)</p>	<p>施行令</p> <p>[国保令第29条の7第2項]</p> <p>[国保令第29条の7第5項]</p>
	省令	<p>◇基礎控除後の総所得金額等の補正方法</p>	<p>施行規則(施行令により委任)</p> <p>[国保則第32条の9]</p>
同条第2項ただし書	告示	<p>離島その他の医療の確保が著しく困難である地域の基準</p> <p>※無医地区のように近くに医療機関がなく、かつ、医療機関へのアクセスが困難である地域とする方向で検討中</p>	<p>告示</p> <p>[cf.厚生労働大臣が定める特例居宅介護サービス費等の支給に係る離島その他の地域の基準を定める件 他]</p>
同項ただし書	政令	<p>離島その他の医療の確保が著しく困難である地域における保険料率の算定基準</p> <p>※広域連合内均一保険料の50%を下限とする方向で検討中</p>	<p>施行令</p>

第107条 第110条	政令 省令	保険料の特別徴収に関する政省令委任事項 →別紙	施行令 施行規則
第114条	政令	保険料徴収の私人委託の方法 ◇被保険者への公表 ◇受託者が徴収した保険料の払い込み ◇市町村による当該委託に係る保険料徴収事務の検査	施行令 [国保令第29条の9]
第115条第1項	政令	保険料の賦課に関する基準を定める。 ◇第104条第2項と同じ	施行令 [国保令第29条の7]
第115条第2項	政令	保険料の徴収に関する事項(特別徴収を除く)に係る基準	施行令
第116条第1項第1号	政令	財政安定化基金による交付金の交付方法 ◇交付は特定期間(2年)の最終年度で行う ◇予定保険料収納率を不当に過大に見込んだ場合等の基金事業交付金の減額等	負担金算定政令 [介護負担金算定政令第6条第1項] [介護負担金算定政令第6条第5項]
同号	政令	財政安定化基金による交付金の算定方法 ◇予定保険料収納額から実績保険料収納額を控除して得た額(保険料不足額)の見込額の2分の1 (実績保険料収納額が保険料収納下限額を下回る場合には、予定保険料収納額から保険料収納下限額を控除した額の見込額の2分の1) ◇保険料不足額の見込額が、基金事業対象費用額から基金事業対象収入額を控除して得た額(財政不足額)の見込額を上回るときは、財政不足額の見込額の2分の1	負担金算定政令 [介護負担金算定政令第6条第2～4項]
	省令	◇保険料収納下限額の算定根拠となる保険料最低収納率 ※収納率の実績を踏まえ、平成21年度に定める予定。 ◇基金事業対象比率の算定根拠となる標準給付費額に充てるべき額の算定方法 (注)基金事業対象比率…標準給付費額、財政安定化基金拠出金、基金事業借入金 の償還に要する費用の額の合算額の	負担金算定省令 [介護納付金算定省令第1条] [介護納付金算定省令第1条の2]

		総額から後期高齢者支援金、調整交付金等の見込額の総額を控除して得た額を、保険料収納必要額で除して得た率	
第116条第1項第2号	政令	<p>財政安定化基金による貸付金の貸付方法</p> <p>◇貸付は、特定期間の各年度において、単年度基金事業対象収入額が単年度基金事業対象費用額に不足すると見込まれる広域連合(特定期間の最終年度においては、基金事業対象収入額が基金事業対象費用額に不足すると見込まれる広域連合)に対して行う</p> <p>◇保険料収納必要額を不当に過少に見込んだ場合又は予定保険料収納率を不当に過大に見込んだ場合等の基金事業貸付金の減額等</p> <p>◇貸付金の償還期限等</p>	<p>負担金算定政令</p> <p>[介護負担金算定政令第7条第1～3項]</p> <p>[介護負担金算定政令第7条第5項]</p> <p>[介護負担金算定政令第7条第6,7項]</p>
	省令	<p>◇単年度基金事業対象収入額の算定方法</p> <p>◇基金事業対象収入額の算定方法</p> <p>◇財政安定化基金拠出率</p>	<p>負担金算定省令</p> <p>[介護納付金算定省令第2条]</p> <p>[介護納付金算定省令第3条]</p> <p>[介護納付金算定省令第4条]</p>
同号	政令	<p>財政安定化基金による貸付金の算定方法</p> <p>◇基金事業貸付金は、基金事業対象費用額から基金事業対象収入額を控除して得た額の見込額の1.1倍を限度とする</p>	<p>負担金算定政令</p> <p>[介護負担金算定政令第7条第4項]</p>
第116条第2項第1号	政令	<p>予定保険料収納額の算定方法</p> <p>◇特定期間における保険料収納必要額に基金事業対象比率を乗じて得た額</p>	<p>負担金算定政令</p> <p>[介護負担金算定政令第8条]</p>
同項第2号	政令	<p>実績保険料収納額の算定方法</p> <p>◇特定期間において収納した保険料の総額の合算額に基金事業対象比率を乗じて得た額</p>	<p>負担金算定政令</p> <p>[介護算定政令第9条]</p>
同項第3号	政令	<p>基金事業対象収入額の算定方法</p> <p>◇特定期間における実績保険料収納額、定率国庫負担、都道府県負担及び市町村負担、調整交付金等の合計額</p>	<p>負担金算定政令</p> <p>[介護算定政令第10条]</p>
同項第4号	政令	<p>基金事業対象費用額の算定方法</p> <p>◇特定期間における療養の給付等、財政安</p>	<p>負担金算定政令</p> <p>[介護算定政令第11条]</p>

		定化基金拠出金及び基金事業借入金の償還に要する費用の合計額	
同条第3項	政令	財政安定化基金拠出金の額の算定方法 ◇当該広域連合の標準給付費額の見込額の総額に財政安定化基金拠出率を標準として条例で定める率を乗じて得た額	負担金算定政令 [介護算定政令第12条第1～3項]
同条第5項	政令	都道府県による財政安定化基金への繰入額の算定方法 ◇当該広域連合の標準給付費の総額に財政安定化基金拠出率を標準として条例で定める率を乗じて得た額の3倍	負担金算定政令 [介護算定政令第12条第4,5項]
同条第6項	政令	財政安定化基金の都道府県繰入金に対する国の負担の算定方法 ◇当該広域連合の標準給付費の総額に財政安定化基金拠出率を標準として条例で定める率を乗じて得た額に相当する額 ◇財政安定化基金の運営に関し必要な事項に係る条例委任規定	負担金算定政令 [介護算定政令第12条第6,7項] [介護算定政令第14条]
第117条第1項	政令	特別高額医療費共同事業の交付金の算定方法等 ◇交付金の算定方法 ◇対象医療費額…レセプト1件当たり400万円超	負担金算定政令 [国保算定政令附則第14項] [超高額医療費共同事業の実施について(局長通知)]
同条第2項	政令	特別高額医療費共同事業の拠出金の算定方法等 ◇拠出金の種類(医療費拠出金、事務費拠出金)及び徴収 ◇医療費拠出金の額 ◇事務費拠出金の額 ◇特別高額医療費共同事業の運営に関し必要な事項に係る省令委任規定	負担金算定政令 [国保算定政令附則第15項] [国保算定政令附則第16項] [国保算定政令附則第17項] [国保算定政令附則第20項]
第119条第2項	省令	後期高齢者調整金額の算定方法 ◇前々年度の概算後期高齢者支援金の額と前々年度の確定後期高齢者支援金の額の差額に算定率を乗じて得た額	支援金算定省令 [老健拠出金算定省令第3,4,17(端数処理),18(公示)条] [平成十八年度における老人保健法による保険者の拠出金の算定に関して厚生労働大臣が定める率及び額を公示する件(告

			示)]
第120条第1項	省令	すべての保険者に係る加入者の見込総数の算定方法	支援金算定省令
同項	省令	当該保険者に係る加入者の見込数の算定方法	支援金算定省令 [老健拠出金算定省令第8,17,18条]
第122条	省令	後期高齢者支援金に係る支払基金の事務処理費用の見込方法	支援金算定省令
同条	省令	後期高齢者支援金に係る事務費拠出金の算定方法	支援金算定省令 [老健拠出金算定省令第16,17,18条]
第123条第1項	省令	後期高齢者支援金に関する広域連合から支払基金への通知方法 ◇翌々月の15日までに通知する	施行規則 [老健則第60条第1項]
同項	省令	後期高齢者支援金に関する広域連合から支払基金への通知事項(各年度における保険納付対象額以外の事項)	同上 [老健則第60条第1項]
第124条	政令	後期高齢者支援金等について準用された前期高齢者納付金等に係る規定に基づく政省令委任事項 ◇保険者の合併分割の際の後期高齢者支援金等の算定の特例 ◇保険者が後期高齢者支援金等を納付しない場合の支払基金による厚生労働大臣又は都道府県知事に対する支援金等の徴収の請求手続	施行令 [老健令第21条] [老健令第22条]
	告示	◇厚生労働大臣の指定する保険者に係る当該請求は厚生労働大臣に対して行う	新規告示 [老人保健法施行令第22条ただし書に規定する厚生労働大臣の指定する保険者(告示)] 施行規則
	省令	◇保険者による後期高齢者支援金等の納付猶予の申請手続	[老健則第59条]
第166条	省令	この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則	

		◇歳入及び歳出の費目	施行規則 [国保則第16条、介護則第1条]
附則第14条 第1項	告示	被保険者に係る療養の給付等に要する費用の額が著しく低い市町村の基準 ◇施行日から6年間の範囲内で広域連合の条例で定める期間、施行日前の一定期間の当該市町村の1人当たり老人医療費が広域連合内の平均老人医療費に対して一定割合以上低く乖離している区域(市町村単位) ※乖離割合については、20%以上とする方向で検討中	新規告示
同項	政令	公費負担の対象となる不均一の保険料賦課の場合の保険料率の算定基準 ※広域連合均一保険料との差が、平成20年度及び21年度は3/6以内となるよう設定し、特定期間(2年)ごとに、この差が3/6以内→2/6以内→1/6以内となるように設定し、6年後には完全に広域連合均一保険料が達成できるようにする方向で検討中	施行令附則
同条第2項	政令	不均一の保険料賦課の場合の保険料減少分に係る特別会計への繰入額の算定方法 ◇繰入額は、減額することとなる額とする。	施行令附則
同項	政令	不均一の保険料賦課の場合の保険料減少分に係る特別会計への繰入方法 ◇繰り入れは、当該市町村の後期高齢者医療に関する特別会計に繰り入れる。	施行令附則
同条第3項	政令	繰入金に対する国庫の負担方法 ◇負担は、繰り入れが行われた年度において行う。	施行令附則
同条第4項	政令	繰入金に対する都道府県の負担方法 ◇負担は、繰り入れが行われた年度において行う。	施行令附則

(別紙) 保険料の特別徴収関係

法律の条項	政省令	内 容	法令の形式[現行法令の規定]
第107条第1項	政令	保険料の特別徴収の対象外となる被保険者 ◇年金受給額が年額18万円未満の者 ◇後期高齢者医療保険料と介護保険料の合計額が年金受給額の2分の1を超える者	施行令 [介護令第41条]
同条第2項	政令	保険料の特別徴収の対象となる年金たる給付 ◇国民年金法による老齢基礎年金、昭和60年国民年金等改正法第1条の規定による改正前の国民年金法による老齢年金等	施行令 [介護令第40条第1項]
同項	政令	保険料の特別徴収の対象となる年金たる給付に類する給付 ◇昭和60年国民年金法等改正法第5条の規定による改正前の船員保険法による老齢年金等	施行令 [介護令第40条第2項]
第110条	政令	保険料の特別徴収について、介護保険法の規定を準用する際の技術的読替	施行令
第110条により準用する介護保険法第134条第1項	省令	年金保険者から市町村への通知の期日 ◇当該年度の初日の属する年の5月31日	施行規則 [介護規則第144条]
同項	省令	年金保険者から市町村に対する年金受給者に係る通知事項(氏名、住所以外) ◇性別、生年月日、老齢退職年金給付の種類、支払を行う年金保険者の名称	施行規則 [介護規則第145条第1項]
第110条により準用する介護保険法第134条第1項第1号	政令	特別徴収の通知対象とならない年金額の上限 ◇年額18万円	施行令 [介護令第41条]
第110条により準用する介護保険	省令	特別徴収の通知対象とならない特別の事情 ◇老齢退職年金給付を受ける権利を法律の規定により担保に供していること等の事由	施行規則 [介護規則第146条]

法第134条 第1項第2号		により年金受給額が年額18万円未満となる見込みであること	
第110条により準用する介護保険法134条第2項	省令	年金保険者から市町村への通知の期日(4月2日以降支給)	施行規則
同項	省令	年金給付の見込額の算定方法等(4月2日以降支給)	施行規則
同項	政令	特別徴収の通知対象とならない年金額の上 限(4月2日以降支給)	施行令
同項	省令	年金保険者から市町村への通知事項(4月2日以降支給)	施行規則
第110条により準用する介護保険法第134条第3項	省令	年金保険者から市町村への通知の期日(6月2日以降支給)	施行規則
同項	省令	年金給付の見込額の算定方法等(6月2日以降支給)	施行規則
同項	政令	特別徴収の通知対象とならない年金額の上 限(6月2日以降支給)	施行令
同項	省令	年金保険者から市町村への通知事項(6月2日以降支給)	施行規則
第110条により準用する介護保険法第134条第4項	省令	年金保険者から市町村への通知の期日(8月2日以降支給)	施行規則
同項	省令	年金給付の見込額の算定方法等(8月2日以降支給)	施行規則
同項	政令	特別徴収の通知対象とならない年金額の上 限(8月2日以降支給)	施行令

同項	省令	年金保険者から市町村への通知事項(8月2日以降支給)	施行規則
第110条により準用する介護保険法第134条第5項	省令	年金保険者から市町村への通知の期日(10月2日以降支給)	施行規則
同項	省令	年金給付の見込額の算定方法等(10月2日以降支給)	施行規則
同項	政令	特別徴収の通知対象とならない年金額の上限(10月2日以降支給)	施行令
同項	省令	年金保険者から市町村への通知事項(10月2日以降支給)	施行規則
第110条により準用する介護保険法第134条第6項	省令	年金保険者から市町村への通知の期日(12月2日以降支給)	施行規則
同項	省令	年金給付の見込額の算定方法等(12月2日以降支給)	施行規則
同項	政令	特別徴収の通知対象とならない年金額の上限(12月2日以降支給)	施行令
同項	省令	年金保険者から市町村への通知事項(12月2日以降支給)	施行規則
第110条により準用する介護保険法第134条第7項	政令	年金保険者(社会保険庁長官)が国保連合会及び指定法人を經由して市町村に通知を行う場合の手続	施行令
第110条により準用する介護保険法第134条第9項	政令	年金保険者(社会保険庁長官及び地方公務員共済組合を除く。)が社会保険庁長官を經由して市町村に通知を行う場合の手続	施行令

第110条により準用する介護保険法第134条第10項	政令	地方公務員共済組合が国保連合会、指定法人及び地方公務員共済組合連合会を經由して市町村に通知を行う場合の手續	施行令
第110条により準用する介護保険法第135条第1項	政令	年金保険者から通知のあった被保険者のうち特別徴収の対象とならないものを定める。 ◇後期高齢者医療保険料と介護保険料の合計額が年金受給額の2分の1を超える者	施行令
同項	省令	特別徴収の対象を保険料の一部とする場合 ◇当該年度に特別徴収対象被保険者について仮徴収が行われていないとき等	施行規則 [介護則第147条]
第110条により準用する介護保険法第135条第3項	省令	年度途中で年金受給を開始した者の特別徴収手續等	施行規則
第110条により準用する介護保険法第135条第4項	省令	年度途中で年金受給を開始した者の特別徴収見込額の算定方法等	施行規則
第110条により準用する介護保険法第135条第6項	政令	特別徴収の対象となる年金給付が二以上ある場合の保険料の徴収方法 ◇昭和60年国民年金等改正法による改正前の国民年金法による老齢年金及び通算老齢年金、同改正法による改正前の厚生年金保険法による老齢年金、通算老齢年金及び特例老齢年金、同改正法による改正前の船員保険法による老齢年金及び通算老齢年金、……の順序に従い、先順位の老齢退職年金給付について保険料を徴収	施行令 [介護令第42条]
第110条により準用する介護保険法第136条第1項	省令	特別徴収に関する市町村から特別徴収義務者(年金保険者)及び特別徴収対象被保険者への通知事項 ◇特別徴収対象被保険者の氏名、性別、生年月日及び住所、特別徴収対象年金給付の種類及び特別徴収義務者の名称	施行規則 [介護則第148条]

第110条により準用する介護保険法第136条第2項	省令	支払回数割保険料額の算定方法等 ◇百円未満の端数処理の方法(当該年度の10月1日以降最初に支払われる特別徴収対象年金給付に係る支払回数割保険料額に合算)	施行規則 [介護則第149条]
第110条により準用する介護保険法第136条第4項	政令	市町村が国保連合会及び指定法人を經由して特別徴収義務者(社会保険庁長官)に対して行う通知の手続	施行令
第110条により準用する介護保険法第136条第5項	政令	市町村が国保連合会、指定法人及び社会保険庁長官を經由して特別徴収義務者(特定年金保険者)に対して行う通知の手続	施行令
第110条により準用する介護保険法第136条第6項	政令	市町村が国保連合会、指定法人及び地方公務員共済組合連合会を經由して特別徴収義務者(地方公務員共済組合)に対して行う通知の手続	施行令
第110条により準用する介護保険法第137条第1項	省令	特別徴収した保険料の特別徴収義務者から市町村への納入手続等 ◇市町村があらかじめ指定して当該特別徴収義務者に通知した銀行その他の金融機関に払い込む	施行規則 [介護則第150条]
第110条により準用する介護保険法第137条第4項	省令	特別徴収義務者が特別徴収の義務を免除される場合 ◇特別徴収対象年金給付の支給停止等により当該年金給付の支払額が当該支払に係る支払回数割保険料額未満となった場合	施行規則 [介護則第151条]
第110条により準用する介護保険法第137条第5項	省令	特別徴収義務を免除される場合の市町村への通知方法 ◇できる限り速やかに行うこと	施行規則 [介護則第152条第1項]
同項	省令	特別徴収義務を免除される場合の市町村への通知事項に係る者	施行規則

		◇特別徴収対象年金給付の支給停止等により当該年金給付の支払額が当該支払に係る支払回数保険料額未満となった場合に係る特別徴収対象被保険者	[介護則第152条第2項]
第110条により準用する介護保険法第137条第7項	省令	特別徴収した支払回数割保険料額の被保険者への通知方法 ◇当該年度の10月1日以降最初に特別徴収対象年金給付を支払う日までに行う	施行規則 [介護則第153条]
第110条により準用する介護保険法第138条第1項	省令	支払回数割保険料額を特別徴収義務者に通知した後に市町村から特別徴収義務者等に対して通知を行う場合(被保険者資格喪失以外の場合) ◇当該年度分の保険料額が通知が行われた後の当該年中に減額されたとき等	施行規則 [介護則第154条]
同項	省令	支払回数割保険料額を特別徴収義務者に通知した後に市町村から特別徴収義務者等に対して通知を行う場合の通知事項 ◇当該通知に係る特別徴収対象被保険者の氏名、性別、生年月日及び住所、当該特別徴収対象被保険者について特別徴収を行わないこととする旨及びその理由、特別徴収対象年金給付の種類及び特別徴収義務者の名称	施行規則 [介護則第155条]
第110条により準用する介護保険法第138条第2項	政令	特別徴収義務者に対する通知に係る規定を準用する際の技術的読替	施行令 [介護令第43条]
第110条により準用する介護保険法第139条第2項	省令	被保険者の死亡により生じた過誤納に係る保険料額から控除すべき額の算定方法 ◇死亡した日の属する月の翌々月以降に特別徴収の方法により徴収され、市町村に納入された支払回数割保険料額がある場合には、当該額を控除する。	施行規則 [介護則第156条]
第110条により準用する介護保険法第139条	省令	過誤納の保険料と未納に係る保険料その他の徴収金との相殺方法 ◇市町村は当該過誤納に係る被保険者に対して、当該相殺を行う旨、未納保険料等の	施行規則 [介護則第157条]

第3項		額及び相殺後の過誤納額等をあらかじめ通知	
第110条により準用する介護保険法第140条第1項	省令	仮徴収の手続等(前年10月1日以降支給) ◇仮徴収する支払回数割保険料額は前年度の最後に行われた特別徴収対象年金給付の支払に係る支払回数割保険料額とする ◇市町村の特別徴収の通知、支払回数割保険料額の納入方法等に係る規定の仮徴収への準用	施行規則 [第158条第1項] [第158条第4項]
第110条により準用する介護保険法第140条第2項	省令	仮徴収の手続等(6月1日以降支給) ◇8月1日から9月30日までの間に、当該支払回数割保険料額での徴収が適当でないとする特別の事情があるときは、6月30日までに特別徴収義務者及び特別徴収対象被保険者に対して通知した上で、当該額の範囲内で市町村が定める額を徴収することができる	施行規則 [第158条第2,3項]
第110条により準用する介護保険法第140条第3項	政令	仮徴収に係る規定を準用する際の技術的読替	施行令 [介護令第44条]
第110条により準用する介護保険法第141第2項	政令	特別徴収義務者に対する通知に係る規定を準用する際の技術的読替	施行令 [介護令第45条]
第110条により準用する介護保険法第141条の2	政令	年度途中に年金受給を開始した者に係る特別徴収額の通知等の取扱い	施行令
第115条第2項	政令	特別徴収に関して必要な事項	施行令
同項	政令	条例で定める特別徴収に関して必要な事項に係る基準	施行令

<保健事業>

法律の条項	政省告	内 容	法令の形式[現行法令の規定]
第125条第3項	告示	後期高齢者医療広域連合が行う健康の保持増進のために必要な事業の適切かつ有効な実施を図るための指針	新規告示 [国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針、医療等以外の保健事業の実施基準]

<診療報酬審査委員会、審査請求、支払基金、国保連その他>

法律の条項	政省令	内 容	法令の形式[現行法令の規定]
第127条により準用する国民健康保険法第90条	省令	診療報酬審査委員会に関して必要な事項 ◇委員の任期 ◇会長 ◇招集 ◇定足数 ◇再審査部会(再度の考案を求められた事件に係る審査を行う) ◇幹事及び書記	施行規則 [国保則第37条] [国保則第38条] [国保則第39条] [国保則第40条] [国保則第41条] [国保則第42条]
第130条	政令	後期高齢者医療審査会について準用された国保法の規定を準用する際の技術的読替	施行令
第130条により準用する国保法第101条第2項	政令	審査会に出頭した関係人等に対する旅費等の支給 ◇旅費、日当及び宿泊料は地方自治法第207条に基づく条例による実費弁償の例に、報酬は条例の定めによる。	施行令 [国保令第38条]
第130条により準用する国保法第102条	政令	審査請求に関して必要な事項 ◇審査請求書の記載事項 ◇審査請求の移送に係る審査請求人への通知方法 ◇審査請求書を受理した際の原処分者(広域連合)等への通知方法 ◇裁決書の記載事項	施行令 [国保令第30条] [国保令第34条] [国保令第35条] [国保令第37条]
第133条第2項	政令	後期高齢者医療広域連合から都道府県知事に協議しなければならない場合 ◇後期高齢者医療広域連合の条例で定める給付を行おうとする場合等(保険料率の設定・変更)	施行令 [国保令第6条]
第135条第1項	省令	後期高齢者医療広域連合等から都道府県知事への事業状況報告方法 ◇毎月の事業状況を記載した報告書を、翌月20日までに提出	施行規則 [国保則第43条、老健則第58条(老健令第33条より委任)] ※老健令第33条は、大臣への実施状況報告に係る都道府県知事の経由を定める。
同条第2項	省令	市町村から後期高齢者医療広域連合への事	施行規則

		業状況報告方法	
第140条	告示	<p>支払基金の高齢者医療制度関係業務を受託できる者</p> <p>◇各都道府県の国保連</p>	<p>新規告示</p> <p>[老人保健法第65条の規定に基づく社会保険診療報酬支払基金が老人保健関係業務の一部を委託できる団体を定める件]</p>
第141条第2項	省令	<p>支払基金の高齢者医療制度関係業務に係る業務方法書の記載事項</p> <p>◇前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等の徴収及び交付に関する事項、その他高齢者医療制度関係業務に関し必要な事項</p>	<p>基金業務方法書省令</p> <p>[社会保険診療報酬支払基金の老人保健関係業務に係る業務方法書に記載すべき事項を定める省令]</p>
第142条	省令	<p>保険者から支払基金への報告事項</p> <p>◇加入者数、老人加入者数、法定給付費額、特定健康診査等の実施状況</p> <p>◇新たに設立された保険者、合併・分割により成立した保険者の届出、解散した保険者の届出</p>	<p>施行規則</p> <p>[老健則第61条]</p> <p>[老健則第62条]</p>
第145条第2項	省令	<p>支払基金の事業報告書及び決算報告書の記載事項</p>	<p>基金財務会計省令</p> <p>[社会保険診療報酬支払基金の老人保健関係業務に係る財務及び会計に関する省令第13～15条]</p>
同条第3項	省令	<p>支払基金の財務諸表等を閲覧に供する期間</p> <p>◇5年間</p>	<p>基金財務会計省令</p> <p>[老人保健関係業務財会省令第18条]</p>
第147条第10項	政令	<p>支払基金が発行する債券に関する必要な事項</p> <p>◇債券の形式、発行方法、申込証、引受け、成立の特例、払込み、債券原簿、利札が欠けている場合、発行認可申請書等</p>	<p>施行令</p> <p>[老健令第23～32条]</p>
第149条第1号	告示	<p>支払基金の余裕金を運用できる有価証券</p>	<p>新規告示</p>
同条第2号	告示	<p>支払基金の余裕金を預金できる金融機関</p> <p>◇信用金庫、全国を地区とする信用金庫連合会</p>	<p>新規告示</p> <p>[老人保健法第74条第2号の規定に基づく厚生労働大臣が指定する金融機関]</p>

第151条	省令	<p>支払基金の財務及び会計に関する事項</p> <p>◇経理原則、勘定区分、予算総則、収支予算、予算の添付書類、予備費、債務負担行為、予算の流用・繰り越し、事業計画・資金計画、収支等の大臣報告、債務に関する計算書、附属明細書、借入金の大蔵認可、会計規程等</p>	<p>基金財務会計省令</p> <p>[老人保健関係業務財會省令]</p>
第156条	省令	<p>国保連合会の議決権に関する特別の定め</p> <p>◇総会又は代議員会の議員のうち、国民健康保険組合を代表する者を除くことができる等</p>	<p>施行規則</p> <p>[介護則第160条]</p>

(2) 診療報酬関係

【療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令の一部改正等】

(20年4月1日施行)

<後期高齢者の診療報酬>

法律の条項	政省告	内 容	法令の形式[現行法令の規定]
第64条第2項第3号	告示	評価療養の対象となる高度の医療技術を用いた療養 ◇コンピュータを用いた靱帯の再建術、凍結保存の心臓弁を用いた外科手術等	新規告示 [健保法第六十三条第二項の規定に基づき厚生労働大臣の定める療養、厚生労働大臣の定める高度先進医療及び施設基準、厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準]
同号	告示	評価療養の類型 ◇高度の医療技術を用いた療養、治験、医薬品等の適応外使用等	新規告示
同項第4号	告示	選定療養の類型 ◇差額ベッド、200床以上の大病院の紹介状なし初診、予約診療、前歯部の歯科合金等	新規告示 [老人保健法第十七条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める療養]
同条第7項	省令	◇療養の給付等に係る費用の請求手続 ◇診療報酬請求書、診療報酬明細書の様式 ◇磁気テープ等を用いた請求 ◇診療報酬請求書等の提出日	請求省令(療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令を改正) [請求省令第1条] [請求省令第2条、様式第1～9] [請求省令第3条] [請求省令第4条]
	告示	◇診療費ごとの症状、経過及び診療内容を明らかにすることができる資料、処方せんの内容を明らかにすることができる資料を添付しなければならない診療報酬明細書(合計点数が一定以上のもの)	新規告示 [療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第一条第三項の規定に基づき厚生労働大臣の定める診療報酬明細書]
第71条第1項	告示	後期高齢者医療の療養の給付に係る取扱い担当基準	新規告示 [老人保健法の規定による医療並びに入院時食事療養費及び特定療養費に係る療養の取扱い及び担当に関する基準(告示)]

			[保険医及び保険薬剤師の使用 医薬品(告示)]
	告示	後期高齢者医療の療養の給付に要する費用 の額の算定に関する基準(診療報酬)	新規告示 ～18.3[老人保健法の規定による 医療に要する費用の額の算定に 関する基準(告示)] →18.4～[診療報酬の算定方法] [要介護被保険者等である患者 について医療を要する費用の額 を算定できる場合]
第74条第2 項	告示	食事療養に要する費用の額の算定基準 ◇健康保険法に基づく同基準の例によるも のとする。	新規告示 [老人入院時食事療養費にかか る食事療養の費用の額の算定に 関する基準]
同条第4項	告示	入院時食事療養費に係る療養の取扱い担当 基準	新規告示 [老人保健法の規定による医療 並びに入院時食事療養費及び特 定療養費にかかる療養の取扱い 及び担当に関する基準]
第75条第2 項	告示	生活療養に要する費用の額の算定基準	新規告示
同条第4項	告示	入院時生活療養費に係る療養の取扱い担当 基準	新規告示
第76条第2 項第1号	告示	保険外併用療養費に係る療養に要する費用 の額の算定基準	新規告示 [老人保健法第17条第2項の規 定に基づき厚生労働大臣が定め る療養(告示)] [老人保健法第31条の3第1項に 規定する療養についての費用の 額の算定に関する基準(告示)]
同条第3項	告示	保険外併用療養費に係る療養の取扱い担当 基準	新規告示 [老人保健法の規定による医療 並びに入院時食事療養費及び特 定療養費にかかる療養の取扱い 及び担当に関する基準(告示)]
第78条第1 項	告示	指定訪問看護事業者の指定を受けることが できる者	新規告示 [指定訪問看護事業者の指定を

同条第4項	告示	指定訪問看護に要する費用の額の算定基準	<p>受けることができる者(告示)]</p> <p>新規告示 [老人訪問看護療養費にかかる指定老人訪問看護の費用の額の算定に関する基準] [訪問看護療養費及び老人訪問看護療養費に係る訪問看護ステーションの基準等(告示)]</p>
同条第8項	省令	◇訪問看護療養費の支給に係る費用の請求 手続 ◇診療報酬請求書、診療報酬明細書の様式 ◇診療報酬請求書等の提出日	<p>訪問看護請求省令(準用された第70条第7項により委任) [老人訪問看護療養費、訪問看護療養費等の請求に関する省令]</p> <p>[老人訪問看護療養費、訪問看護療養費等の請求に関する省令第1条第1項第8号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付(告示)]</p>
第79条第1項	告示	◇訪問看護療養費等の請求に係る医療に関する給付として、特定疾患研究事業による治療研究に係る医療の給付等	<p>新規告示 [指定訪問看護及び指定老人訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準]</p>

(3) 施行後に制定するもの

<後期高齢者負担率> (平成21年度中に政令公布、平成22年4月1日施行)

法律の条項	政省令	内 容	法令の形式[現行法令の規定]
第100条第3項	政令	<p>平成22年度以降の後期高齢者負担率</p> <p>◇100分の10から、若人人口の減少率の2分の1の割合で引き上げた率を定める。</p> <p>(注1)平成22年度以降の後期高齢者負担率 = 10% + 平成20年度の若人負担割合(約4割) × 平成20年度から改定年度までの若人減少率 × 1/2</p> <p>(注2)若人減少率 = (平成20年度の若人人口 - 改定年度の若人人口) / 平成20年度の若人人口</p>	<p>新規政令or負担金算定政令</p> <p>[平成十八年度における老人保健法による医療費拠出金の額の算定に係る割合及び率を定める政令]</p> <p>[介護負担金算定政令第5条]</p>

5. 医療保険と介護保険を合わせた自己負担限度額(高額介護合算療養費)の創設

【高齢者の医療の確保に関する法律施行令の制定】(19年4月目途公布、20年4月1日施行)

法律の関係条項	該当箇所	内 容
第85条第2項	前条〔第84条〕第2項(高額療養費の支給要件、支給額その他高額療養費の支給に関して必要な事項は、～政令で定める。)の規定は、高額介護合算療養費の支給について準用する	後期高齢者医療の高額療養費算定世帯内で後期高齢者医療の自己負担額と介護保険の自己負担額を合算し、年間限度額(高額介護合算療養費算定基準額)を超える場合に高額介護合算療養費を支給すること、年間限度額は一般所得者で56万円とすること等を定める。